

2026年3月16日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役社長 谷川 直哉

## 第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第40期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://pixel-cz.co.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」の順にご選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月30日（月曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【重複行使の取扱いについて】

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【賛否の意思表示がない場合の取扱いについて】

議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番6号  
山王健保会館 2階 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第40期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第40期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 第39期計算書類承認の件  
**第2号議案** 資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
**第3号議案** 会計監査人2名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネットの各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を各ウェブサイト（<https://pixel-cz.co.jp/>）及び保管掲載サービス（<https://d.sokai.jp/2743/teiji/>）に掲載しております。
  - ① 新株予約権等の状況
  - ② 会計監査人の状況
  - ③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
  - ④ 会社の支配に関する基本方針
  - ⑤ 連結株主資本等変動計算書
  - ⑥ 連結注記表
  - ⑦ 株主資本等変動計算書
  - ⑧ 個別注記表

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

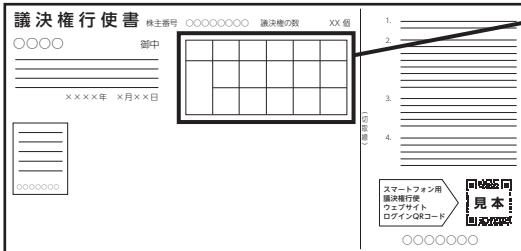


## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席する方法</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2026年3月31日（火曜日） 午前10時</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使する方法</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月30日（月曜日） 午後6時30分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使する方法</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2026年3月30日（月曜日） 午後6時30分入力完了分まで</p>
--	--	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

○ ○ ○ ○ 部中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

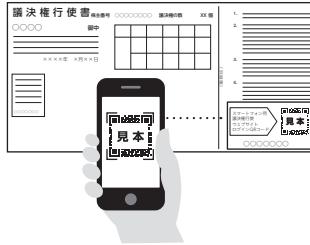
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

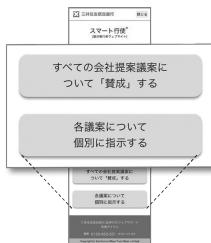
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

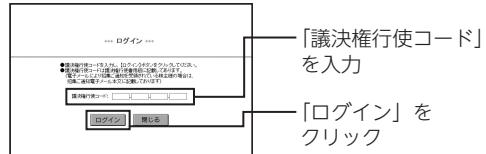
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

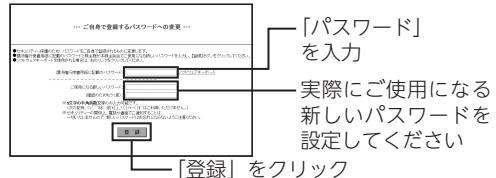
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられたものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに加え、金融資本市場の変動等による影響に引き続き注意を要するなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、システムイノベーション事業を強化し、また、今後データセンター事業を主軸事業と捉え、各セグメントの収益改善と企業価値向上に努めてまいりました。システムイノベーション事業においては、収益力の高い開発案件の受託やシステムエンジニアの稼働人員の増加により売上高が増加し営業利益も増加となりました。データセンター事業においては、福島県大熊町に建設しているデータセンターへの設備投資が続き2026年の稼働に向けて準備を進めており、また、GPUサーバーの仲介販売も進めております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高886百万円（前期比0.0%減）となりました。損益面では、システムイノベーション事業強化によるシステムエンジニアの稼働人員の増加や、収益力の高い開発案件の受託を行ったものの、データセンター事業への先行投資が増加したことなどにより営業損失943百万円（前期は営業損失604百万円）、経常損失1,040百万円（前期は経常損失579百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、資産の減損損失及び貸倒引当金繰入の特別損失を計上したことにより968百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失2,492百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(システムイノベーション事業)

システムイノベーション事業は、金融機関向けシステム開発・IT業務の技術支援サービス及びAWSやSalesforceの専門知識を用いてDXを支援する事業を展開しております。当連結会計年度においては、収益力の高い開発案件の受託やシステムエンジニアの稼働人員が増加し、前連結会計年度に比べ、売上高、営業利益ともに増加いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は616百万円（前期比4.5%減）、営業利益32百万円（前期比40.0%減）となりました。

(データセンター事業)

データセンター事業は、生成AIやHPCに活用されるGPUに特化したコンテナ型データセンターの建設を進めており、2026年5月末までに完工する予定です。また、GPUサーバーの仲介販売を進めており今期より売上が発生しておりますが、人件費などの先行投資のため営業損失を計上することとなりました。

以上の結果、当事業における売上高は277百万円、営業損失は240百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業における売上高は一百万円、営業損失は1百万円（前期は営業損失5百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資は総額で1,755,316千円であります。  
セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

(システムイノベーション事業)

当連結会計年度の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません。

(データセンター事業)

当連結会計年度の設備投資は、1,755,316千円であります。

(全社共有)

当連結会計年度の設備投資等、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、2024年5月13日に発行した第15回新株予約権の行使及び2025年12月10日に発行した第三者割当による新株発行により、当連結会計年度において総額2,519,309千円の資金調達を行いました。

会社名	区分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日又は行使日
abc株式会社	第15回新株予約権	740,700株	135円	99,994千円	2025/1/31
abc株式会社	第15回新株予約権	1,481,400株	135円	199,989千円	2025/2/13
abc株式会社	第15回新株予約権	1,477,900株	135円	199,516千円	2025/2/27
abc株式会社	第15回新株予約権	370,300株	135円	49,990千円	2025/3/6
abc株式会社	第15回新株予約権	369,700株	135円	49,909千円	2025/3/7
abc株式会社	第15回新株予約権	369,700株	135円	49,909千円	2025/4/28
abc株式会社	第三者割当増資	7,500,000株	40円	300,000千円	2025/12/10
Seacastle Singapore Pte.Ltd.	第三者割当増資	39,250,000株	40円	1,570,000千円	2025/12/10

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2022年1月1日 2022年12月31日)	第 38 期 (2023年1月1日 2023年12月31日)	第 39 期 (2024年1月1日 2024年12月31日)	第 40 期 (当連結会計年度) (2025年1月1日 2025年12月31日)
売 上 高 (千円)	574,586	609,422	887,056	886,726
経 常 損 失 (△) (千円)	△430,254	△500,361	△579,104	△1,040,871
親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	△504,718	△786,178	△2,492,378	△968,913
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△12.11	△12.30	△28.30	△9.75
総 資 産 (千円)	487,412	538,750	957,740	2,598,941
純 資 産 (千円)	△193,462	425,720	△369,303	1,148,491
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△4.63	5.57	△5.10	7.92

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 (2022年1月1日 2022年12月31日)	第 38 期 (2023年1月1日 2023年12月31日)	第 39 期 (2024年1月1日 2024年12月31日)	第 40 期 (当事業年度) (2025年1月1日 2025年12月31日)
売 上 高 (千円)	157,997	581,813	888,723	811,752
経 常 損 失 (△) (千円)	△338,659	△462,093	△454,455	△731,436
当期純損失 (△) (千円)	△736,626	△587,394	△2,678,446	△661,945
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△17.67	△9.19	△30.41	△6.66
総 資 産 (千円)	424,322	735,756	974,705	2,781,988
純 資 産 (千円)	△196,154	626,619	△347,470	1,476,516
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△4.70	8.29	△4.87	10.19

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ピクセルハイ合同会社	1,000千円	100.0%	データセンターの 開 発 ・ 運 営
ピクセルK株式会社	1,000千円	100.0%	ソフトウェアの開発、製作及び販売等
海伯力（香港）有限公司	10千HK\$	100.0%	システム開発事業・ コンサルティング事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (10) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 会社の経営の基本方針

PIXEL Imagination to Huge Creation/最小単位の想像力を、世界をつくる大きな力に。

Philosophy (経営理念)

■Growth/豊かに成長する

楽しんで成長し、よりよい社会の実現に貢献しながら、誇りを持って豊かな人生を歩みます。

■Flexible/技術への開かれた心

新しい技術や知識を積極的に受け入れ、変化を恐れずに適応し続けます。

■Imagination/未来を想像する

長期的な視点で物事を考え、未来の市場や技術の動向を見据え戦略を立てます。

■Challenge/挑戦する

自ら行動し、チャンスを生み出します。仲間の挑戦とともに支援します。

- ② 目標とする経営目標  
当社グループは、主な経営指標として、事業本来の収益力を表す営業利益を重視しており、常にコスト意識を持ち、収益の改善に努めることで、継続かつ安定的な事業の拡大を図ってまいります。
- ③ 経営環境  
当社グループの経営環境につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」と重複しますので記載を省略いたします。
- ④ 中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき課題
- i. 事業の選択と集中  
中長期的な経営環境につきましては、安定的な収益基盤を確保すべくシステムイノベーション事業とデータセンター事業に注力し、既存事業を見直し、各事業において培ったノウハウ・技術等を駆使し、新しく質の高いサービスによって継続的な事業成長を実現してまいります。
- ii. 財務の健全化  
各事業において、経費徹底削減、顧客管理、工程管理の強化に努め、仕掛案件の収益化を行うことで、手元流動性を確保しながらキャッシュポジションの改善を図ります。
- iii. 管理体制強化  
継続的な事業成長の達成において、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制は不可欠であります。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、内部監査及び内部統制システムの整備及び強化を図ります。当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスの取り組みを徹底することでコンプライアンス・ガバナンス体制が強化され、全てのステークホルダーからの信頼の向上に努めてまいります。
- iv. 人材の確保と育成の強化  
継続的な事業成長の達成において人材確保は必要不可欠であります。人材採用において積極的な情報開示により、当社グループに共感していただける人材の確保に努めます。  
また、経営基本方針に掲げているように、一人一人が誇りを持って豊かな人生を歩めるよう、従業員の成長を通して会社の成長を目指します。

**(11) 主要な事業内容**（2025年12月31日現在）

区 分	事 業 内 容
システムイノベーション事業	金融機関を中心に、システム開発やエンジニア派遣による技術支援サービスの提供、AWSやSalesforceの専門知識を用いてDXを支援する事業を行っております。
データセンター事業	GPUサーバーの仲介販売を行っております。連結子会社のピクセルハイ合同会社で生成AIやHPCに活用されるGPUに特化したコンテナ型データセンターの建設を進めており、2026年5月末までに完工する予定です。
その他の事業	連結子会社の海伯力（香港）有限公司は、中国ビジネス進出のための戦略子会社として事業を行っております。

**(12) 主要な営業所及び工場**（2025年12月31日現在）

## ① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

## ② 子会社の主要な営業所

名 称	所 在 地
ピクセルハイ合同会社	(本社) 福島県双葉郡
ピクセルK株式会社	(本社) 東京都港区虎ノ門
海伯力（香港）有限公司	(本社) 香港

**(13) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)**

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
システムイノベーション事業	37名	15名減
データセンター事業	33名	1名増
その他の事業	0名	－名
全 社 (共 通)	13名	1名減
合 計	83名	15名減

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
17名	49名減	38歳	5年

**(14) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)**

該当事項はありません。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- |                  |      |              |
|------------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数       | 普通株式 | 320,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数       | 普通株式 | 144,894,300株 |
| ③ 株主数            |      | 20,246名      |
| ④ 大株主の状況 (上位10名) |      |              |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
SEACASTLE SINGAPORE PTE.LTD.	37,651,000	26.109
仲西 智新	2,864,300	1.986
株式会社SBI証券	2,401,639	1.665
松田 啓介	1,886,800	1.308
abc株式会社	1,750,000	1.213
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	1,688,432	1.170
松木 悠宣	1,600,000	1.109
岡 秀一	1,078,800	0.748
稲毛田 良	1,000,000	0.693
蟹江 智	800,000	0.554

(注) 持株比率は自己株式 (691,803株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	0株	0名
社外取締役 (監査等委員を除く)	0株	0名

(注) 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (2) 会社役員 の状況 ④取締役及び監査役の報酬等に関する事項」に記載しております。

## (2) 会社役員の状況 (2025年12月31日現在)

### ① 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	谷川 直哉	ピクセルK株式会社代表取締役 海伯力(香港)有限公司董事長 ピクセルハイ株式会社代表取締役
取 締 役	柳世 和大	ピクセルハイ株式会社取締役
社 外 取 締 役	村上 泰基	Azing Co.Ltd (韓国) 理事
取 締 役 員 ( 常 勤 ) 監 査 等 委 員	佐々木 龍一	
社 外 取 締 役 員 監 査 等 委 員	田中 みちよ (現姓:村山)	
社 外 取 締 役 員 監 査 等 委 員	高田 大記	高田大記公認会計士事務所 所長 株式会社TBM社外監査役

- (注) 1. 取締役村上泰基氏、田中みちよ氏及び高田大記氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員佐々木龍一氏は、企業経営を通じて培われた、経営管理およびコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員田中みちよ氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員高田大記氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、東京証券取引所の規定に基づき、社外取締役村上泰基氏、田中みちよ氏及び高田大記氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、取締役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結し、保険料は全額当社が負担しております。  
当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補いたしません。
- ④ 取締役及び監査役の報酬等に関する事項
- i. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項  
取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法  
当社は、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めております。
- ii. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要
- 1) 決定方針は、以下の(a)～(d)の基本方針に基づき策定しております。
- (a) 持続的な業績向上を図るものであること
  - (b) 企業価値向上への動機付けとなること
  - (c) 優秀な経営人材の確保に資するものであること
  - (d) 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること
- 2) 取締役の報酬等の概要  
当社の役員報酬は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、世間水準及び従業員との整合性を考慮し基本報酬と譲渡制限付き株式報酬で構成されております。基本報酬は月例の固定報酬とし、譲渡制限付き株式報酬は株価変動のリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるためのインセンティブとし、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、指名報酬委員会が個別の基本報酬について答申を行い、取締役会で決定されております。
- iii. 監査等委員の個人別報酬等に関する事項  
監査等委員の個人別の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から基本報酬のみで構成され、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議によって決定しております。
- ⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
取締役の個人別の報酬等については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。うち社外取締役を除く取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

i. 委任を受けた者の氏名

氏名	決定した日における会社における地位及び担当
谷川 直哉	代表取締役社長

ii. 権限を委任した理由

代表取締役社長は、当社全体の経営環境を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の執行状況及びその貢献度を最も熟知している立場にあることから、個別の報酬額の具体的な配分を決定することが適当であると判断したためであります。

⑦ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
片田 朋希	2025年2月21日	辞任	当社社外取締役 GFA株式会社代表取締役 アトリエブックアンドベッド株式会社取締役 株式会社CAMELOT取締役 GFA Capital株式会社取締役 ネクスト・セキュリティ株式会社取締役 ガルヒ就労支援サービス株式会社取締役 GFA Management株式会社取締役 プレソフィア株式会社取締役 T・N・H株式会社取締役 株式会社SDGs Technology取締役 株式会社エピソワ取締役 株式会社フィフティーン取締役 株式会社ULUOI取締役
西牧 佑介	2025年3月28日	退任	当社社外取締役 アクセスライツ法律事務所代表弁護士
矢尾板 裕介	2025年10月31日	辞任	当社代表取締役 海伯力（香港）有限公司董事長
松田 元	2025年10月31日	辞任	当社社外取締役 みやまち株式会社代表取締役 Metabit.SDN.BHD CEO abc Capital株式会社代表取締役 株式会社SDGs Technology代表取締役 アトリエブックアンドベッド株式会社取締役 クレーンゲームジャパン株式会社取締役 株式会社エムワン取締役 abc株式会社代表取締役 株式会社CAMELOT取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
櫻井 紀昌	2025年10月31日	辞任	当社取締役（監査等委員） 株式会社サンユー社外監査役
藤田 博司	2025年10月31日	辞任	当社社外取締役（監査等委員） 藤田公認会計士事務所所長 税理士法人ロード＆スカイ代表社員 株式会社ニックス社外監査役
日笠 真木哉	2025年10月31日	辞任	当社社外取締役（監査等委員） ベリーベスト法律事務所 GFA株式会社社外監査役 クオタムソリューションズ株式会社取締役 （監査等委員）
田中 紀行	2025年10月31日	辞任	当社社外取締役 株式会社 TRIAD 社外取締役 アクセルマーク株式会社 社外取締役 法律事務所SAIL 所長
田中 紀行	2025年12月22日	辞任	当社社外取締役（監査等委員） 株式会社 TRIAD 社外取締役 アクセルマーク株式会社 社外取締役 法律事務所SAIL 所長

⑧ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等  
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

地 位	報酬等の額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		固 定 報 酬	譲渡制限付き株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	28,400 （ 7,900）	28,400 （ 7,900）	0 （ 0）	8 （ 5）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,430 （ 8,270）	13,430 （ 8,270）	0 （ 0）	7 （ 5）
監 査 役 （うち社外監査役）	3,450 （ 1,770）	3,450 （ 1,770）	0 （ 0）	3 （ 2）
合 計 （うち社外役員）	45,280 （ 17,940）	45,280 （ 17,940）	0 （ 0）	18 （ 12）

- (注) 1. 株主総会の決議による限度額は、取締役（監査等委員を除く）年額200,000千円以内（2025年3月28日開催第39期定時株主総会決議）、取締役（監査等委員）年額40,000千円以内（2025年3月28日開催第39期定時株主総会決議）、監査役年額40,000千円以内（2002年3月29日開催第16期定時株主総会決議）であります。当該決議に係る株主総会終結時点の取締役員数は4名、監査等委員数は4名です。
2. 期末現在の人員は、取締役3名（うち社外取締役1名）、監査等委員3名（うち社外監査役2名）です。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、任期中中に辞任および退任した取締役（監査等委員を除く）5名の在任中の報酬等の額を含んでおります。また、取締役（監査等委員）の報酬等の額には、任期中中に退任した取締役（監査等委員）4名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
4. 2023年3月31日開催の第37期定時株主総会において、譲渡制限付き株式報酬として、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

### ⑨ 社外役員等に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

元社外取締役の松田元氏は、abc株式会社代表取締役、みやまち株式会社代表取締役、Metabit.SDN.BHD CEO、abc Capital株式会社代表取締役、株式会社SDGs Technology代表取締役、アトリエブックアンドベッド株式会社取締役、クレーンゲームジャパン株式会社取締役、株式会社エムワン取締役、株式会社CAMELOT取締役を務めておりました。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

元社外取締役（監査等委員）の藤田博司氏は、藤田公認会計士事務所所長、税理士法人ロード&スカイ代表社員、株式会社ニックス社外監査役を務めておりました。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

元社外取締役（監査等委員）の日笠真木哉氏は、ベリーベスト法律事務所及びGFA株式会社監査役、クオラムソリューションズ株式会社取締役（監査等委員）を務めておりました。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

元社外取締役（監査等委員）の田中紀行氏は、株式会社 TRIAD 社外取締役、アクセルマーク株式会社 社外取締役、法律事務所SAIL 所長を務めておりました。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

社外取締役の村上泰基氏は、Azing Co.Ltd（韓国）理事を務めております。なお、当社は兼業先との間に取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の田中みちよ氏は、重要な兼職はございません。

社外取締役（監査等委員）の高田大記氏は、高田大記公認会計士事務所所長、株式会社TBM社外監査役を務めております。なお、当社は各兼業先との間に取引関係はありません。

- ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。

## 八. 当事業年度における主な活動状況

### i. 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	松 田 元	当事業年度開催の取締役会29回のうち26回に出席いたしました。これまで他社の代表取締役を歴任した企業経営者としての高い見識と豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	村 上 泰 基	社外取締役就任後開催の取締役会22回のうち22回に出席いたしました。豊富な海外企業経営の経験とグローバルな視点から、経営戦略の妥当性や将来の成長性等について、客観的な立場から助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藤 田 博 司	<p>当事業年度開催の取締役会26回のうち25回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。公認会計士としての専門的な知見に基づき、主に計算書類等の適正性、内部統制システムの構築・運用状況の有効性等について、発言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会3回のうち3回に出席いたしました。独立した客観的な立場から取締役の職務執行の適法性及び妥当性につき、実効性のある監視・検証を行うための発言を行っております。</p>
取 締 役 (監 査 等 委 員)	日 笠 真 木 哉	<p>当事業年度開催の取締役会29回のうち23回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会8回のうち6回に出席いたしました。弁護士としての高度な専門的知見に基づき、主に取締役の職務執行の適法性等に関し、専門的な見地から適時適切な発言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査役会3回のうち3回に出席いたしました。弁護士としての実務経験に基づき、コンプライアンスの観点から経営リスクの把握及びその改善策について発言を行っております。</p>

地 位	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 (監査等委員)	田中 みちよ	社外取締役就任後開催の取締役会22回のうち22回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 社外取締役(監査等委員)就任後開催の監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての高度な専門的知見に基づき、主に取締役の職務執行の適法性の検証並びにコンプライアンス体制の更なる強化に関し発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	田中 紀行	社外取締役就任後開催の取締役会21回のうち19回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 社外取締役(監査等委員)就任後開催の監査等委員会1回のうち1回に出席いたしました。弁護士としての高度な専門的知見に基づき、主に取締役の職務執行の適法性の検証並びにコーポレート・ガバナンス体制の強化に関し発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高田 大記	社外取締役就任後開催の取締役会7回のうち6回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 社外取締役(監査等委員)就任後開催の監査等委員会2回のうち1回に出席いたしました。公認会計士としての高度な専門的知見に基づき、主に財務報告の適正性の検証に関し発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす、書面決議が16回ありました。

- ii. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- 取締役松田元氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、企業経営における経験と学識者として大学での講師経験、システム開発事業等における幅広い知識に基づき実践的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行いました。
  - 取締役村上泰基氏は、取締役会や取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、豊富な海外企業経営の経験とグローバルな視点から、客観的かつ中立的な立場から助言・提言等を行いました。
  - 取締役田中紀行氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、弁護士としての知見に基づき、法令順守、コンプライアンス順守的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行いました。

- ・取締役（監査等委員）藤田博司氏は、取締役会や取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、公認会計士としての専門的な知見に基づき、財務報告の適正性確保や会計監査の有効性、および内部統制システムの構築・運用に関し、客観的な立場から適切な助言および提言等を行いました。
- ・取締役（監査等委員）日笠真木哉氏は、取締役会や取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、弁護士としての知見に基づき、法令順守、コンプライアンス順守的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行いました。
- ・取締役（監査等委員）田中みちよ氏は、取締役会や指名報酬委員会、取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、弁護士としての知見に基づき、法令順守、コンプライアンス順守的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行いました。
- ・取締役（監査等委員）田中紀行氏は、取締役会や取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、弁護士としての知見に基づき、法令順守、コンプライアンス順守的な視点から、内部統制、経営に関する助言、リスク管理における指導や改善策の提案等を行いました。
- ・取締役（監査等委員）高田大記氏は、取締役会や取締役会審議会等において、当社の対処すべき課題等に対し、公認会計士としての専門的な知見に基づき、財務報告の適正性確保や会計監査の有効性、および内部統制システムの構築・運用に関し、客観的な立場から適切な助言および提言等を行いました。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主重視の基本政策に基づき、「株主利益の増進」を経営の主要課題として認識し、業績に応じて積極的に利益配分を行うことを基本方針としております。

2025年12月期の配当金につきましては、連結及び単体の決算において当期純損失を計上したこと、並びに収益構造の改善や財務体質の強化が最優先すべき経営課題であると考えること等から、無配とさせていただきます。

次期の配当におきましても、早期の復配を目指すものの、当社の業績や財政状態等を鑑み、誠に遺憾ながら現時点においては、無配を予定しております。

なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流動資産】</b>	<b>215,383</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>1,381,711</b>
現金及び預金	93,794	買掛金	33,643
売掛金	79,420	未払金	726,918
仕掛品	762	未払費用	37,152
前渡金	687	未払法人税等	125,193
仮払金	257,000	未払消費税等	4,179
前払費用	19,832	前受金	2,169
短期貸付金	55,000	預り金	452,454
未収入金	18,702	<b>【固定負債】</b>	<b>68,737</b>
立替金	3,143	資産除去債務	68,737
その他の	29,113		
貸倒引当金	△342,074		
<b>【固定資産】</b>	<b>2,383,557</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,450,449</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>2,371,815</b>	<b>純資産の部</b>	
建物	89,409	<b>【株主資本】</b>	<b>1,164,665</b>
建物附属設備	5,497	資本金	1,035,000
構築物	4,850	資本剰余金	11,696,901
工具、器具及び備品	6,756	利益剰余金	△11,567,220
建設仮勘定	2,265,210	自己株式	△15
その他	91		
<b>(無形固定資産)</b>	<b>360</b>	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	<b>△23,218</b>
施設利用権	360	為替換算調整勘定	△23,218
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>11,382</b>	<b>【新株予約権】</b>	<b>7,045</b>
投資有価証券	228		
長期貸付金	216,509		
長期前払費用	46		
長期未収入金	220,000		
その他	15,926		
貸倒引当金	△441,329	<b>純資産合計</b>	<b>1,148,491</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,598,941</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,598,941</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		886,726
売 上 原 価		719,339
売 上 総 利 益		167,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,110,519
営 業 損 失		943,133
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,476	
そ の 他	598	4,074
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,038	
為 替 差 損	11,453	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,975	
延 滞 金	49,346	101,813
経 常 損 失		1,040,871
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	80,627	80,627
特 別 損 失		
譲 渡 制 限 付 株 式 費 用	7,336	7,336
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		967,579
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,333	1,333
当 期 純 損 失		968,913
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		968,913

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>447,726</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>1,305,471</b>
現 金 及 び 預 金	10,191	買 掛 金	4,543
売 掛 金	26,537	短 期 借 入 金	10,588
前 渡 金	687	未 払 金	708,482
仮 払 金	255,235	未 払 費 用	31,395
前 払 費 用	13,066	未 払 法 人 税 等	101,729
短 期 貸 付 金	55,000	前 受 金	2,169
未 収 入 金	48,078	預 り 金	446,562
立 替 金	400,651		
預 け 金	3,000	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,305,471</b>
そ の 他	18,496	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸 倒 引 当 金	△383,218	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>1,469,471</b>
		資 本 金	1,035,000
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>2,334,261</b>	資 本 剰 余 金	12,088,290
<b>(投 資 そ の 他 の 資 産)</b>	<b>2,334,261</b>	資 本 準 備 金	6,859,695
関 係 会 社 株 式	1,228	そ の 他 資 本 剰 余 金	5,228,595
長 期 貸 付 金	216,509	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△11,653,804</b>
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,471,444	利 益 準 備 金	17,560
敷 金 及 び 保 証 金	13,639	そ の 他 利 益 剰 余 金	△11,671,364
長 期 未 収 入 金	220,000	別 途 積 立 金	150,200
長 期 前 払 費 用	46	繰 越 利 益 剰 余 金	△11,821,564
貸 倒 引 当 金	△1,588,607	<b>自 己 株 式</b>	<b>△15</b>
		<b>【新 株 予 約 権】</b>	<b>7,045</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,781,988</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,476,516</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,781,988</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	811,752
売上原価	634,007
売上総利益	177,744
販売費及び一般管理費	810,716
営業損失	632,972
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,448
為替差益	5,550
その他	432
	9,431
営業外費用	
支払利息	38,038
為替差損	17,580
貸倒引当金繰入額	2,975
延滞金	49,301
	107,895
経常損失	731,436
特別利益	
新株予約権戻入益	80,627
特別損失	
譲渡制限付株式費用	7,336
	7,336
税引前当期純損失	658,145
法人税、住民税及び事業税	3,800
	3,800
当期純損失	661,945

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

ピクセルカンパニーズ株式会社  
取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所

公認会計士 赤 坂 満 秋

公認会計士海生裕明事務所

公認会計士 海 生 裕 明

### 監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、ピクセルカンパニーズ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

ピクセルカンパニーズ株式会社  
取締役会 御中

公認会計士赤坂事務所

公認会計士 赤坂 満秋

公認会計士海生裕明事務所

公認会計士 海生 裕明

### 監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピクセルカンパニーズ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役社長 谷川直哉 殿

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役会決議の内容（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室その他の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実については認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、当社において不適切な会計処理が発覚し、特別調査委員会で調査が行われた件を除き、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人公認会計士赤坂事務所、公認会計士海生裕明事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人公認会計士赤坂事務所、公認会計士海生裕明事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

ピクセルカンパニーズ株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 佐々木 龍 一 ㊟  
社外監査等委員 田 中 みちよ ㊟  
社外監査等委員 高 田 大 記 ㊟

(注) 監査等委員田中 みちよ 及び 高田 大記 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第39期計算書類承認の件

#### 1. 提案の理由

本議案は、当社の第39期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

第39期の計算書類については、会計監査人より「限定付適正意見」の監査報告書を受領しておりました。これに伴い、会社法第439条の特例（取締役会の承認による確定）の対象外となることから、同法第438条第2項の規定に基づき、本株主総会の決議による承認を求めるものであります。

#### 2. 承認を求める書類

第39期 計算書類

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>532,691</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>1,322,175</b>
現 金 及 び 預 金	139,154	買 掛 金	67,973
売 掛 金	57,822	短 期 借 入 金	11,316
仕 掛 品	1,922	未 払 金	66,941
預 け 金	10,000	未 払 費 用	13,241
前 払 費 用	21,569	前 受 金	1,471
短 期 貸 付 金	60,000	未 払 法 人 税 等	54,320
未 収 入 金	6,822	預 り 金	448,271
立 替 金	338,880	訂 正 関 連 費 用 引 当 金	658,640
仮 払 金	255,267	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,322,175</b>
そ の 他	25,268	<b>純 資 産 の 部</b>	
貸 倒 引 当 金	△384,014	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>△450,894</b>
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>442,013</b>	資 本 金	<b>4,972,439</b>
<b>(投 資 そ の 他 の 資 産)</b>	<b>442,013</b>	資 本 剰 余 金	<b>5,568,539</b>
関 係 会 社 株 式	228	資 本 準 備 金	5,568,539
長 期 貸 付 金	216,509	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△10,991,859</b>
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,571,609	利 益 準 備 金	17,560
敷 金 及 び 保 証 金	14,704	そ の 他 利 益 剰 余 金	△11,009,419
長 期 未 収 入 金	220,000	別 途 積 立 金	150,200
長 期 前 払 費 用	5,518	繰 越 利 益 剰 余 金	△11,159,619
貸 倒 引 当 金	△1,586,557	<b>自 己 株 式</b>	<b>△15</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>974,705</b>	<b>【新 株 予 約 権】</b>	<b>103,424</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△347,470</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>974,705</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		888,723
売上原価		527,335
売上総利益		361,387
販売費及び一般管理費		838,750
営業損		477,363
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,205	
為替差益	15,308	
その他	1,027	40,541
営業外費用		
支払利息	11,013	
雑損	6,620	17,633
経常損		454,455
特別利益		
新株予約権戻入	5,961	
その他	3,062	9,023
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,208,443	
子会社貸付金譲渡損	57,799	
子会社株式評価損	771	
訂正関連費用引当金繰入額	827,515	
その他	134,700	2,229,229
税引前当期純損		2,674,661
法人税、住民税及び事業税	3,785	3,785
当期純損		2,678,446

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から  
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	4,165,267	4,761,367	4,761,367	17,560	150,200	△8,087,459	△7,991,099	△15	1,006,919	
過年度修正による累積的影響額						△393,712	△393,712		△393,712	
遡及処理後当期首残高	4,165,267	4,761,367	4,761,367	17,560	150,200	△8,481,171	△8,313,411	△15	613,206	
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	375,300	375,300	375,300						750,600	
新株予約権の行使	382,372	382,372	382,372						764,745	
譲渡制限付株式の割当	49,500	49,500	49,500						99,000	
当 期 純 損 失						△2,678,446	△2,678,446		△2,678,446	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	807,172	807,172	807,172	-	-	△2,678,446	△2,678,446	-	△1,064,101	
当 期 末 残 高	4,972,439	5,568,539	5,568,539	17,560	150,200	△11,159,619	△10,991,859	△15	△450,894	

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	13,412	948,932
過年度修正による累積的影響額		△393,712
遡及処理後当期首残高	13,412	626,615
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		750,600
新株予約権の行使		764,745
譲渡制限付株式の割当		99,000
当 期 純 損 失		△2,678,446
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	90,011	90,011
当 期 変 動 額 合 計	90,011	△974,089
当 期 末 残 高	103,424	△347,470

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、当事業年度においても、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度末は、債務超過となりました。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいり所存であります。

#### (事業の選択と集中)

##### ①システムイノベーション事業の強化

収益力の高いシステム開発案件の受託数増加に注力するとともに、専門性の高いAWS・Salesforceエンジニアの育成に注力しながら収益獲得に向け、協力会社の新規開拓や連携強化を実施しております。また、営業活動の見直し及び人員強化による収益基盤の拡充に向けた事業基盤の構築に取り組んでまいります。

##### ②データセンター事業の取り組み

当社は福島県大熊町にて自立帰還支援雇用創出企業立地補助金を用いて、生成AI向けのGPUに特化したコンテナ型データセンターを建設し、クラウドコンピューティングサービスを展開してまいります。2025年3月までに完成し、2025年より売上の発生を見込んでおります。

#### (債務超過の解消、財務基盤の改善)

当社は、運転資金の確保やデータセンターの建設に要する資金を調達するため、支援者からの借入や既存の新株予約権の行使など財務支援をお願いしてまいります。また、新たなエクイティファイナンスも含めた更なる資金調達も検討してまいります。当社は、これらの対応により、債務超過の解消や財務基盤の改善に取り組んでまいります。

#### (内部管理体制の改善)

当事業年度に発覚した不適切会計問題を踏まえた内部管理体制の改善を実施してまいります。

しかし、これらの諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等には反映しておりません。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産……………定額法及び定率法  
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3年～15年  
車両運搬具 6年  
工具、器具及び備品 3年～15年  
無形固定資産……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づいております。
3. 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
訂正関連費用引当金  
過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する特別調査委員会調査費用、訂正報告書等作成支援費用、訂正監査費用の支払い及び法令・開示規則への抵触に伴う損失の発生に備えるため、今後の損失見込額を訂正関連費用引当金として計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準  
当社の子会社及び顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。  
(持株会社)  
持株会社としての当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料においては契約内容に  
応じた受託業務が実際にされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識して  
おります。  
(システムイノベーション事業)  
当社は、2022年10月1日より持株会社から事業会社に移行いたしました。  
主に金融機関向けシステム開発・IT業務の技術支援サービス及びブロックチェーン技術等の先端技術を用  
いたシステムの開発・受託事業を提供しています。  
システム開発サービスについては、主に作業請負契約及び開発請負契約を締結しております。  
これらの収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進  
捗率に基づき収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見  
込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務  
が充足された時点で収益を認識しております。

## 5. その他計算書類作成のための重要な事項

### グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度の期首から、連結納税制度からグループ通算制度に移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

### (会計上の見積りに関する注記)

(債務超過の子会社に対する債権の評価)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

債務超過の連結子会社に対する債権等残高

1,893,733千円

対応する関係会社事業損失引当金計上額

1,210,622千円

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

債務超過の連結子会社に対する債権は、貸倒懸念債権等に区分しており、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載のとおり、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する財務内容評価法を使用しております。特に、当社は、子会社ピクセルハイ合同会社に対してデータセンター事業の建設資金を貸付しており、当事業年度末では、ピクセルハイ合同会社に対する長期貸付金等の債権は合計1,837百万円となっており、現状、債務超過の金額までの貸倒引当金1,147百万円を計上しております。

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）（データセンター事業に係る建設仮勘定）に記載のとおり、子会社ピクセルハイ合同会社でのデータセンター事業に係る建設仮勘定は、680,876千円となっております。今後、データセンターの完成までに要する建設資金は約28億円であり、当社グループの支援者からの財務支援を受け必要な資金調達を行い、2025年3月までに完成させる計画です。また、データセンター事業を行うピクセルハイ合同会社は、既に、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）交付決定を受け、データセンター事業は補助事業として採択されており、補助事業終了後、補助金（補助率3/4）を受給する計画になっております。

しかし、当社グループが現在置かれている経営環境の変化などから、資金調達が予定通り実施できなかった場合や補助金が予定通り受給できない場合などには、建設仮勘定に減損損失が計上される可能性があり、ピクセルハイ合同会社に対する貸倒引当金も増加する可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、計算書類等には反映しておりません。

### (過年度決算訂正への影響)

(1) 当会計年度の貸借対照表に計上した金額

訂正関連費用引当金 658,640千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、子会社であったピクセルエステート株式会社での不適切な取引の訂正について、特別調査委員会による調査、外部監査人による訂正監査を受け、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。(重要な後発事象に関する注記)「1. 特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求」、「2. 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」に記載のとおり、当社グループは開示規制違反に係る課徴金の納付命令の勧告や(株)東京証券取引所から上場契約違約金の請求等を受けております。このため、課徴金及び上場違約金相当額につきましては、当連結会計年度において、訂正関連費用引当金を計上しております。今後、不適切会計に関連し、株主等から訴訟を受ける可能性もございますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、計算書類には反映しておりません。

### (追加情報)

(連結子会社であったピクセルエステート株式会社での不適切な取引の訂正)

当社グループでは、当連結会計年度に、外部機関からの指摘を受け、当社の連結子会社であったピクセルエステート株式会社において、2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に関わる土地や権利等の取得に関する前渡金等の取引に関する以下の疑義についての調査を行うため、2024年7月5日に特別調査委員会を設置し調査を実施いたしました。

本件疑義の内容

- ①ピクセルエステート株式会社の取引先への前渡金が、当社代表取締役個人の借入金に対する返済ではないかとの疑義
- ②ピクセルエステート株式会社において、2019年12月期から2023年12月期までの間に計上された再生可能エネルギー施設等の開発に係る土地や権利等の前渡金等について、取引実態がないとの疑義
- ③当社が取締役会の承認を得ずに、当社代表取締役の個人借入について連帯保証を行ったのではないかとの疑義

当該調査の結果、特別調査委員会は、上記の取引の中に、取締役会の承認を経ずに実施された実質的な役員貸付や前渡金名目で交付した資金が実際には前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出が存在していたことなどを認定しました。このため、当社は、当該調査結果に従い2024年11月12日付で、過年度決算の訂正をいたしました。

この訂正の結果、当連結会計年度末では、上記の実質的な役員貸付と判断される支出である長期貸付金は99,000千円、前渡金ではなく別の用途のために出金された可能性がある支出である仮払金は255,200千円となっており、全額貸倒引当金を計上しております。

この訂正に伴い、株主資本等変動計算の過年度修正による累積的影響額として利益剰余金期首残高が減少しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）
 

金銭債権	1,905,856千円
金銭債務	12,123千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,841千円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債権の総額
 

金銭債権	一千円
------	-----
5. 偶発債務  
(訴訟)

2022年2月21日当時、当社の連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社（以下「PXS」という。）と株式会社RIZE（以下、「RIZE社」という。）との間には、金銭消費貸借契約に基づき2021年11月5日に2,600万円、2021年11月30日に3,500万円を株式会社シンクコミュニケーションズに貸し付けたが返済がないため、当該債務を連帯保証しているPXSに対して連帯保証債務の履行を求める旨の裁判事件が提起され、PXSは当該裁判事件において当該連帯保証債務の有効性を含め原告の主張を争っておりました。

その後、RIZE社より2023年1月17日付で法人格否認の法理により連帯保証債務履行請求権を当社に対しても行使できるとの理由に、一方的に損害賠償請求（6,100百万円）の訴訟を提起されております。

当社といたしましては、当社が当該連帯保証債務を履行すべき義務はないものと考えておりますが、今後、訴状の内容を精査し、裁判で粛々と当社の正当性を明らかにする所存です。

なお、現時点では当社の業績に与える影響について不明であります。

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	72株
------	-----

**(税効果会計に関する注記)**

1. 繰延税金資産の発生の主な要因

繰延税金資産の発生の主な要因は、税務上の繰越欠損金、貸倒引当金繰入超過額、関係会社株式評価損、減損損失などであり、全額評価性引当を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
元法人主要株主	水たまり投資事業組合(注2)	東京都港区	1,000,000	有価証券等への投資	被所有2.378	当社法人主要株主	新株予約権の行使(注1)	330,369	—	—

- (注) 1. 新株予約権の行使は、2023年2月27日に発行された、第13回新株予約権の行使によるものであります。なお取引金額には、当事業年度における新株式予約権の権利行使による払込金額を記載しております。
2. 水たまり投資事業組合は、同組合より2024年3月6日に所有株式数の変更について報告を受け、2024年3月1日付で主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動を確認し、当社関連当事者に該当しなくなりました。なお、取引金額には、当事業年度に行われた取引を記載しており、期末残高は、2024年12月31日時点の残高を記載し、議決権の被所有割合については2024年12月31日時点の割合を記載しております。

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	海伯力(香港)有限公司	香港	10,000 HK \$	その他	所有直接100.0	資金援助・役員の兼任	資金の返済	—	関係会社短期借入金	11,316
							費用の立替(純額)	1,141	立替金(注2)	67,241
子会社	ピクセルハイ合同会社	福島県双葉郡	1,000	データセンター事業	所有直接100.0	資金援助・役員の兼任	資金の貸付(注1)	1,530,029	関係会社長期貸付金(注2)	1,571,609
							費用の立替(純額)	113,491	立替金(注2)	264,451

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。
2. 上記子会社の債権に対し1,210,622千円の貸倒引当金を計上しております。当事業年度の貸倒引当金繰入額の合計は1,150,351千円であります。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
元役員	吉田 弘 明 (注1)	—	—	当社元代表 取締役社長	被所有 直接 4.11	当社代表 取締役社長	立替経費 の増加 (純額)	1,257	立替金 (注2)	2,303
							資金の貸付 (注1)	—	長期貸付 金 (注2)	99,000
							損害賠償金支 払	351,547	預り金 (注3)	330,000
役員	片田 朋 希	—	—	当社取締役	被所有 直接 0.97	当社取締役	譲渡制限付株 式報酬 (注4)	90,000	—	—
							新株予約権引 受・行使 (注5)	28,320	—	—
役員	松田 元	—	—	当社取締役	被所有 直接 0.5	当社取締役	新株予約権引 受・行使 (注5)	28,320	—	—

- (注) 1. 吉田氏は、2024年11月13日付で退任しており、当社関連当事者に該当しなくなりました。取引金額は、当事業年度に行われた取引を記載しており、期末残高は、2024年12月31日時点の残高を記載し、議決権の被所有割合については2024年12月31日時点の割合を記載しております。
2. 特別調査の結果、貸付金と認定された額を長期貸付金に計上しております。吉田氏に対する債権に対しては、貸倒引当金を計上しております。
3. 預り金は吉田氏から2024年11月13日に受領した金銭のうち処理が確定していないものを計上しております。
4. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。
5. 新株式予約権引受・行使は、第14回新株予約権に係るであります。取引金額は、当事業年度における新株式予約権の引受と権利行使による払込金額を記載しております。

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(収益認識に関する注記)

〔(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準〕をご参照ください。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 △4円87銭
2. 1株当たり当期純損失 30円41銭

## (重要な後発事象に関する注記)

### 1. 特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について

当社は、2025年1月28日に、株式会社東京証券取引所より2025年1月29日から特別注意銘柄に指定されること及び上場契約違約金の徴求を受ける旨の通知を受けましたので、下記の通りにお知らせいたします。

#### 1. 特別注意銘柄指定及び上場契約違約金徴求の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

ピクセルカンパニーズ株式会社（以下「同社」という。）は、2024年11月12日に同社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書を受領した旨を開示し、同日に過年度の決算内容の訂正を開示しました。

これらにより、2019年から2023年当時、同社の子会社であったピクセルエステート株式会社（以下「同社子会社」という。）で行われていた太陽光発電事業において、同社前代表取締役社長（以下「前社長」という。）が、同事業における土地や権利等の取得のための前渡金の支出を伴う取引を仮装し、同社子会社の資金を流出させていたこと、また、支出した資金の一部は、前社長の借入金の返済に充てられたこと（以下「本件不正支出」という。）などが判明し、長期間にわたり不適切な会計処理が行われていたことなどが明らかになりました。

その結果、同社は、2019年12月期第2四半期から2024年12月期第1四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、2020年12月期の親会社株主に帰属する当期純損失が7割以上拡大すること、2022年12月期において債務超過に陥っていたことなどが判明しました。

また、前社長は、2019年から2022年までに行った自身の金銭消費貸借契約締結に際し、同社取締役会の承認を得ずに、同社を代表して連帯保証契約を締結していたことが判明しました。

加えて、2021年12月に日本取引所自主規制法人から同社に行った、有価証券上場規程第415条に基づく本件不正支出に関する取引経緯等の照会に対して、同社からは、本件不正支出に係る取引について実体がある前提で回答が行われ、虚偽の説明を行っていたことが判明しました。

こうした開示等が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・前社長は、内部統制の構築・運用の最高責任者であるにもかかわらず、社外の協力者等との間で自ら取引を仮装し、同社子会社の資金の一部を自身の借入金の返済に供したのみならず、自身の金銭消費貸借契約締結に際し、同社取締役会の承認を得ずに連帯保証を付すなどしたほか、日本取引所自主規制法人からの照会に対して、虚偽の説明・回答を行うなど、経営者のコンプライアンス意識が著しく欠如していたこと
- ・加えて、同社は、過去の複数回にわたり、第三者割当増資を行い、その開示資料上、太陽光発電事業を用途として開示していたものの、実際は前社長の借入の返済等に流用するなど、虚偽の説明を繰り返し、また、日本取引所自主規制法人からの照会に対しても虚偽の説明・回答を行っており、全社的にコンプライアンス意識が欠如していたこと

- ・同社の取締役会や各取締役は、会社規模に比して過大な前渡金の支出を伴う取引について、その経緯や詳細、進捗状況などの確認を行わずに取締役会決議を行うなど、取締役会の監督機能や、取締役相互間のけん制・監視機能が十分に発揮されていなかったこと。また、監査役会や各監査役も、本件不正支出について、りん議書や契約書の存在を形式的に確認するのみで、支出に至った具体的内容や経緯を確認していないなど、その監査機能が十分に発揮されていなかったこと
- ・同社では、2022年3月に発覚した前社長による不正行為に対して、社外取締役の選任や、決裁権限規程の見直しなどの再発防止策を策定、実行することでガバナンス体制を強化することとしていたが、以降も、取締役会・監査役会や各取締役・各監査役に期待される機能が発揮されず、本件不正支出が継続されており、ガバナンス機能の不全が解消されなかったこと
- ・前社長と通じた本件不正支出に係る協力者の一部は、業務受託者として、同社及び同社子会社内部において自らとの間の取引の承認を行う状況となっており、利益相反に対するけん制・管理が行われていなかったこと。また、利益相反取引や関連当事者取引に関する規程等が整備されていないほか、役職員による認識も不足しており、利益相反取引や関連当事者取引に関する管理体制が整備されていなかったこと・同社子会社においては、不正に係る取引・支払いの事後承認が常態化していたほか、本件不正支出について所定の承認手続きが行われた形跡が存在しないなど、重要な取引に関する意思決定手続きが適切に行われていなかったこと。また、同社子会社では、取締役会非設置会社であるにもかかわらず取締役会規則が制定されていたほか、職務権限決裁規定においても存在しない取締役会の承認事項が規定されるなど、会社の実情に沿った意思決定手続きも整備されていなかったこと。さらに、同社においても、本件不正支出のうち、取締役会の承認が必要な取引についての承認が行われた形跡がないなど、重要な取引に関する意思決定手続きが適切に行われていなかったこと

以上のとおり、本件は、前社長が本件不正支出を長期間にわたって繰り返し行った結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、同社は2024年12月26日付で再発防止策に係る開示を行っていますが、未だ、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特別注意銘柄に指定することとします。

また、本件は、上記背景のもと投資判断情報として重要性の高い決算情報について長期間にわたり誤った情報を公表し続けたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

## 2. 特別注意銘柄指定日

2025年1月29日(水)

## 3. 特別注意銘柄指定期間

2025年1月29日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の

末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求められ、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合にはその指定が解除され、内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合には上場廃止となります。なお、内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限る）には、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日以降の審査から最長3事業年度、指定が継続され、その間同審査が行われます。

#### 4. 上場契約違約金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金として2,880万円の支払いを求められております。

なお、上場契約違約金相当の金額について、当連結会計年度において、訂正関連費用引当金を計上しております。

#### 5. 今後の対応

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は2024年12月26日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、再発防止策を公表いたしました。さらに当該措置に基づくガバナンス及び内部管理体制の整備と強化を図り、指定の解除が受けられるよう役職員が一丸となり、信頼回復に向けて尽力してまいります。

## 2. 証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、2024年11月12日付「第39期（2024年12月期）半期報告書の提出及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出並びに過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。本日、下記の有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する6億2,984万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

なお、課徴金相当の金額について、当連結会計年度において、訂正関連費用引当金を計上しております。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定です。

## 第2号議案 資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

### 1. 提案の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すべく、財務及び税務戦略の一環として資本金及び利益準備金の減少を行うものであります。同時に、累積した損失を解消し財務体質の健全化を図るため、減少させる資本金の額の全額及び利益準備金の全額を剰余金に振り替えた上で、当該剰余金および別途積立金により繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額1,035,000,000円のうち、1,034,000,000円を減少し、1,000,000円といたします。

#### (2) 減資の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものです。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月31日（予定）

### 3. 利益準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する利益準備金の額

利益準備金の額17,560,000円を減少し、0円といたします。

#### (2) 利益準備金の減少の方法

減少する利益準備金の全額を、その他利益剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月31日（予定）

### 4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、「別途積立金」、上記2.により生ずる「その他資本剰余金」並びに上記3.により生ずる「その他利益剰余金」を、繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

①別途積立金 150,200,000円

②その他利益剰余金 17,560,000円

③その他資本剰余金 11,653,804,277円

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

①繰越利益剰余金 11,821,564,277円

#### (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年3月31日

(注) 本議案による剰余金の処分は、本総会における資本金の額の減少及び利益準備金の額の減少の決議の効力が生じることを条件として、同日に効力を生じるものといたします。

### 第3号議案 会計監査人2名選任の件

#### 1. 提案の理由

当社は、本総会における第2号議案「資本金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」の承認により、資本金の額が1億円以下となる予定であります。会社法の規定に基づき、当該減資反映後の貸借対照表が承認される次回の定時株主総会終結の時までは、引き続き会計監査人を置く義務があるため、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査等委員会の決定に基づいております。

#### 2. 会計監査人候補者の名称等

候補者番号	1
名称	公認会計士赤坂事務所
公認会計士氏名	赤坂 満秋
主たる事務所の所在地	東京都新宿区新宿2-9-23 SVAX新宿B館8F
略歴	1981年10月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1991年3月 公認会計士赤坂事務所 創設（現任） 2007年7月 監査法人ウィングパートナーズ 代表社員 2013年4月 赤坂・海生公認会計士共同事務所 代表社員 2023年1月 税理士法人共生会計 社員（現任） 2026年1月 当社一時会計監査人就任（現任）

候補者番号	2
名称	公認会計士海生裕明事務所
公認会計士氏名	海生 裕明
主たる事務所の所在地	東京都港区新橋3-2-3 千代川ビル6F
略歴	1980年7月 株式会社セクシンドゥ設立 1985年10月 監査法人中央会計事務所入所 1994年3月 公認会計士海生裕明事務所設立（現任） 2000年6月 株式会社バリューフラッシュ設立 CFO就任 2006年6月 株式会社ばんせい証券 取締役就任 2014年3月 赤坂・海生公認会計士共同事務所開設 2018年2月 エムパワー株式会社 代表取締役就任（現任） 2026年1月 当社一時会計監査人就任（現任）

（注）海生裕明氏の主な著書

「公私混合経営マニュアル」「連結バランスシート経営で会社を強くする」「小さくても強い会社にする経営30法則」「会社にお金を残すために絶対必要な30法則」「超・銀行対策」「手形ゼロ・無借金の強い経営」「銀行の貸し剥がしから会社を守る法」「友愛の国づくり」他

3. 監査等委員会が当該会計監査人候補者を選定した理由

監査等委員会が公認会計士赤坂事務所（公認会計士 赤坂満秋氏）及び公認会計士海生裕明事務所（公認会計士 海生裕明氏）を会計監査人候補者とした理由は、両氏が当社の事業内容を深く理解しており、一時会計監査人として監査業務を適切かつ円滑に遂行した実績があること、並びに当社の規模や事業実態に見合った監査体制の独立性及び専門性を有していると判断したためであります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区赤坂二丁目5番6号

山王健保会館 2階 会議室

TEL 03-5570-1803



### 交通

地下鉄銀座線・南北線「溜池山王駅」下車 10番出口より徒歩4分

地下鉄千代田線「赤坂駅」下車 2番出口より徒歩5分

地下鉄銀座線・丸ノ内線「赤坂見附駅」下車 10番出口より徒歩7分

※新型コロナウイルスをはじめとする感染拡大防止のため、ご出席の株主の皆さまには株主総会会場にてマスクの着用をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://pixel-cz.co.jp/>)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。